



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *63 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (出納室)
- 告示
 - 780 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
 - 781 " (")
 - 782 " (")
 - 783 " (")
 - 784 " (")
 - 785 " (")
 - 786 " (")
 - 787 " (")
 - 788 " (")
 - 789 " (")
 - 790 " (")
 - 791 " (")
 - 792 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 793 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 794 生活保護法による医療機関の指定 (")
 - 795 " (")
 - 796 " (")
 - 797 " (")
 - 798 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会推進課)
 - 799 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
 - 800 救急病院の認定 (医務課)
 - 801 換地処分の完了 (農村計画課)
 - 802 平成19年度土木工事事務管理システム機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (技術調査課)
- 公安委員会告示
 - 25 遊泳区域の指定
- 選挙管理委員会告示
 - *74 平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正
 - *75 参議院議員選挙執行規程(平成10年和歌山県選挙管

理委員会告示第38号)の一部改正

*76 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正

○ 公告

入札公告 (技術調査課)

規 則

和歌山県規則第63号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第108条の2第1項中「第3号」の次に「又は第4号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第780号

和歌山県有田郡有田町大字下湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月21日から平成19年3月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田町大字下湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田町大字下湯川の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年6月4日

和歌山県告示第781号

和歌山県有田郡有田川町大字押手の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月21日から平成19年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字押手の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字押手の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年6月4日

和歌山県告示第782号

和歌山県日高郡由良町大字吹井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡由良町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月22日から平成19年2月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡由良町大字吹井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡由良町大字吹井の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年6月4日

和歌山県告示第783号

和歌山県日高郡由良町大字江ノ駒の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡由良町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月22日から平成19年2月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡由良町大字江ノ駒の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡由良町大字江ノ駒の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年6月4日

和歌山県告示第784号

和歌山県日高郡日高町大字比井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月20日から平成18年11月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高町大字比井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高町大字比井の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年6月4日

和歌山県告示第785号

和歌山県日高郡日高町大字津久野における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月20日から平成18年11月10日まで

3 成果の名称
和歌山県日高郡日高町大字津久野の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高町大字津久野

5 認証年月日
平成19年6月4日

和歌山県告示第786号

和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年6月15日
和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町

2 調査を行った時期
平成16年5月13日から平成19年3月28日まで

3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区

5 認証年月日
平成19年6月4日

和歌山県告示第787号

和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年6月15日
和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町

2 調査を行った時期
平成17年5月10日から平成19年3月26日まで

3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区

5 認証年月日
平成19年6月4日

和歌山県告示第788号

和歌山県日高郡みなべ町芝の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年6月15日
和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町

2 調査を行った時期
平成17年4月15日から平成19年4月6日まで

3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町芝の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町芝の一部地区

5 認証年月日
平成19年6月4日

和歌山県告示第789号

和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年6月15日
和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町

2 調査を行った時期
平成17年5月10日から平成19年3月27日まで

3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区

5 認証年月日
平成19年6月4日

和歌山県告示第790号

和歌山県日高郡みなべ町山内の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成17年5月10日から平成19年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町山内の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町山内の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年6月4日

和歌山県告示第791号

和歌山県伊都郡九度山町大字上古沢の一部地区・大字笠木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成16年4月26日から平成19年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字上古沢の一部地区・大字笠木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字上古沢の一部地区・大字笠木の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年6月4日

和歌山県告示第792号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年8月4日まで縦覧に供する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成19年6月4日
- 2 名称
特定非営利活動法人菜の花会
- 3 代表者の氏名
大内邦夫
- 4 主たる事務所の所在地
御坊市塩屋町南塩屋450番地7
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人たちの居場所の運営を中心に高齢者や、引きこもりの若者に家庭以外で交流する場を提供することで互いに成長を支援し、仕事を通じて学び、交流し社会性を身につけ、地域社会で生活していくことを目的とする。関係機関等と連携しながら色々な人々と接することで、地域社会が、障害者への理解を深め、共存を共に創造していくことに対して、社会資源の一つとして寄与することを目的とする。

和歌山県告示第793号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西薬 10-10	上西薬局	西牟婁郡白浜町2184番地	平成 19.5.6

和歌山県告示第794号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西薬 23-19	上西薬局	西牟婁郡白浜町2184番地	平成 19.5.7

和歌山県告示第795号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田薬 43-19	ハヤシ薬局目良店	田辺市目良31-9	平成 19.6.1

和歌山県告示第796号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新医 83-19	谷地内科医院	新宮市新宮字馬町554番地-1 大橋通りTビル1F	平成 19.6.1

和歌山県告示第797号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新歯 40-19	谷地歯科クリニック	新宮市新宮字馬町554番1 大橋通りTビル2F	平成 19.6.11

和歌山県告示第798号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者 番 号	申請者の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の 氏 名	事業所の 名 称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日 (指定の有 効期間の 満了の日)
3070103464	井畑建設工業株式 会社	和歌山市中94番地	井畑健司	井畑建設工業株 式会社ウェルフ ァーム福祉セン ター	和歌山市中94番地	居宅介護支援	平成 19.6.1 平成 24.5.31
3070105550	オーアンドケイ有 限会社	和歌山市延時147- 39	小上晋司	ネクストライフ	和歌山市加納220	居宅介護支援	平成 19.6.1 平成 24.5.31
3070104231	有限会社ヘルパー ステーションクロ ーバー	和歌山市小雑賀2 丁目2-59	近森美代子	ヘルパーステー ションクローバ ー	和歌山市小雑賀2丁 目2-59	居宅介護支援	平成 19.6.1 平成 24.5.31
3071600757	株式会社五条メデ ィカル	和歌山市十番丁56 番地	中西康浩	居宅介護支援事 業所アイビス	有田郡有田川町水 尻1081-18	居宅介護支援	平成 19.6.1 平成 24.5.31
3072200458	有限会社ひだまり	田辺市稲成町3206	塩見眞理	あじさい介護セ ンター	田辺市稲成町3206	居宅介護支援	平成 19.6.1 平成 24.5.31
3072300480	中瀬古医療・福祉 コンサルティング 有限公司	新宮市大橋通四丁 目1番地の9	中瀬古理世子	居宅介護支援事 業所なかせこ	新宮市大橋通四丁 目1番地の8	居宅介護支援	平成 19.6.1 平成 24.5.31

和歌山県告示第799号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3071000669	株式会社ケーエムエンタープライズ	橋本市紀見ヶ丘2丁目10-2	宮崎憲治	介護サービスさくら	橋本市東家6丁目1-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.6.1 (平成24.5.31)
3062290097	株式会社ライフサポート	田辺市新万3-19	中図規雅	訪問看護ステーション田辺メディカル	田辺市新万3-19	訪問看護・介護予防訪問看護	平成19.6.1 (平成24.5.31)
3018010060	有田市	有田市箕島50番地	玉置三夫	有田市立病院	有田市宮崎町6番地	訪問看護・介護予防訪問看護・訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平成19.6.1 (平成23.7.31)
3011410051	医療法人琴仁会	海南市船尾365番地	石本喜作	医療法人琴仁会石本病院	海南市船尾365番地	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平成19.6.1 (平成24.3.31)
3070105972	有限会社フリージア	和歌山市秋月70番地の5	小形みちる	デイサービスいちごの里	和歌山市岩橋1597-1	通所介護・介護予防通所介護	平成19.6.1 (平成24.5.31)
3071800100	有限会社三毛商店	和歌山市上三毛552番地	三毛昭二	ケアセンター憩いの里船戸	岩出市船戸116番地	通所介護・介護予防通所介護	平成19.6.1 (平成24.5.31)
3071700151	社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668番地	榎本太郎	皆楽園心愛デイサービスセンター	紀の川市重行31番地	通所介護・介護予防通所介護	平成19.6.1 (平成24.5.31)

和歌山県告示第800号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	所在地	有効期限
国保日高総合病院	御坊市菌116番地の2	平成22.6.30

和歌山県告示第801号

平成19年4月3日付けで計画決定した県営換地計画(県営中山間地域総合整備事業稲原西地区)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第802号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成19年度土木工事事務管理システム機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調達物品

平成19年度土木工事事務管理システム機器等賃貸借一式

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札資格審査申請書
 - イ 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号。以下「要綱」という。)第9条に規定する競争入札参加資格審査結果通知書の写し(入札参加資格があると記されたもの)
 - ウ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - エ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書
- (2) (1)のア及びウに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、平成19年6月15日(金)から平成19年6月21日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く毎日午前10時から午後4時までの間(正午から午後零時45分までの間を除く。)に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年6月21日(木)までの間(休日を除く。)に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 3 資格審査説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
和歌山県南別館3階防災対策室C
- (2) 日時
平成19年6月18日(月)午後2時から
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成19年6月15日(金)から平成19年6月26日(火)までの間(休日を除く。)の午前10時から午後4時までの間(正午から午後零時45分までの間を除く。)に5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3081
ファクシミリ番号 073-428-1810
- 6 申請書類に使用する言語
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 入札参加者の資格
この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者とする。
- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への

- 参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加者資格名簿の登録区分「ハードウェア保守」に登録されている者であること。
- ただし、登録されていない者にあつては、要綱第6条第2項に従い、4に定める資格審査申請書類の受付期間内に登録されている者であること。
- 8 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年7月2日(月)までに通知する。
- 9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、平成19年7月6日(金)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成19年7月13日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第25号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成19年6月15日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
地ノ島海水浴場	和歌山県有田市初島町	和歌山県有田市初島町浜地先の海域で、「地ノ島海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成19年6月15日から同年8月31日まで

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第74号

平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成19年6月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本 恒 男

表中 「和歌山市松江北2丁目20番7号 和歌山市河西コミュ
和歌山市市小路192番地の3 和歌山市河北コミュ

ニティセンター
ニティセンター」を「和歌山市松江北2丁目20番7号 和

歌山市河西コミュニティセンター」に改める。

和歌山県選挙管理委員会告示第75号

参議院議員選挙執行規程(平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第38号)の一部を次のように改正する。

平成19年6月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男
別記第14号様式を次のように改める。

別記第 14 号様式 (第 29 条関係)

(参議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の揭示)

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名		(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	年 月 日執行 参議院比例代表選出議員選挙 市(町)(村)選挙管理委員会	
氏 名	ふりがな	氏 名	ふりがな		何々党
氏 名	ふりがな	氏 名	ふりがな		何々党
氏 名	ふりがな	氏 名	ふりがな		何々党
氏 名		氏 名	氏 名	何々党	
氏 名		氏 名	氏 名	何々党	

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

和歌山県選挙管理委員会告示第76号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年6月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

第2項の表中

社会福祉法人南紀白浜福祉会 軽費老人ホーム 第2ケアハウス南紀	西牟婁郡白浜
---------------------------------------	--------

町富田1334番地

を

社会福祉法人南紀白浜福祉会 軽費老人ホーム 第2ケアハウス南紀	西牟
社会福祉法人三養福祉会特別 養護老人ホーム 白浜日置の郷	西牟

婁郡白浜町富田1334番地

婁郡白浜町日置2037

に改める。

公 告

入 札 公 告

平成19年度土木工事事務管理システム機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号
平成19年度土木システム第1号
- (2) 調達物品の名称及び数量
平成19年度土木工事事務管理システム機器等賃貸借一式
- (3) 調達物品の仕様等
入札説明書による。
- (4) 納入場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁他
- (5) 契約期間等

ア 機器等の納入期限

平成19年9月30日

イ 賃貸借期間

平成19年10月1日から平成23年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第802号に規定する平成19年度土木工事事務管理システム機器等賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

(2) 日時

平成19年6月15日（金）から平成19年6月21日（木）までの間の和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後零時45分までの間を除く。）

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年6月21日（木）までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

和歌山県庁南別館3階防災対策室C

(2) 日時

平成19年6月18日（月）午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

和歌山県庁南別館3階防災対策室C

イ 入札日時

平成19年7月19日（木）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成19年7月19日（木）午前11時までに和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に42を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額に42を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3081

ファクシミリ番号 073-428-1810

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。